

学 則

学校法人 平成国際学園
長崎医療こども専門学校
長崎市大黒町2番3号

長崎医療こども専門学校 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、医療関係、商業実務関係、工業関係、文化・教養関係及び教育・社会福祉関係の専門課程を設置し、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、長崎医療こども専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を、本校舎として長崎県長崎市大黒町2番3号、第2校舎として長崎県長崎市元船町2番1号、第3校舎として長崎県長崎市大黒町4番25号に、第4校舎として長崎県長崎市大黒町2番7号に置く。なお、日本語教育機関施設は、第3校舎が本校、第4校舎が分校となる。

(自己点検、評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業 年限	入学 定員	総定員	昼 夜 別	備考
商業実務関係 専門課程	国際ビジネス科	3年	100名	300名	昼	男女
	医療ビジネス科	2年	50名	100名	昼	女
工業関係専門課程	情報ビジネス科	2年	21名	42名	昼	男女
文化・教養関係 専門課程	日本語科	2年	100名	200名	昼	男女
		1.5年	100名	200名	昼	男女
教育・社会福祉	介護福祉科	2年	40名	80名	昼	男女

関係専門課程	介護基礎科	1 年	60 名	60 名	昼	男女
	保育こども科	3 年	30 名	90 名	昼	男女
医療関係専門課程	柔道整復師科	3 年	30 名	90 名	昼	男女
合 計			531 名	1162 名		

(学年・学期の終始期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から 9月30日まで

後 期 10月1日から 3月31日まで

3 日本語科の学年は、修業年限2年については、4月1日に始まり翌々年3月31日に終わり、修業年限1年6か月については、10月1日に始まり翌々年3月31日に終わる。

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
 - (3) 開校記念日 2月10日
 - (4) その他校長が必要と認めたとき
- 2 長期休暇期間については別途定める
- 3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
- 4 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程・授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。

商業実務関係専門課程

(1) 国際ビジネス科

授 業 科 目	専門課程						備 考
	第 1 学年		第 2 学年		第 3 学年		
	年間授業 時間数	週時間数	年間授業 時間数	週時間数	年間授業 時間数	週時間数	
国語Ⅰ	240	6					専門科目
国語Ⅱ			80	2			〃
文章理解	120	3					〃
読解総合	80	2	80	2			〃
日本文化	80	2					〃
日本社会			80	2			〃
日本史					80	2	
経済概論	40	1					
ビジネス日本語			80	2	160	4	〃
簿記Ⅰ	40	1					〃
簿記Ⅱ			120	3			〃
簿記Ⅲ					120	3	〃
簿記演習					40	1	
情報概論	80	2					〃
文書作成			160	4			〃
表計算作成					160	4	〃
プレゼンテーション			40	1			〃
プレゼンテーション 演習					80	2	〃
一般教養	80	2	80	2	80	2	一般科目
英語	40	1	80	2	80	2	〃
合 計	800	20	800	20	800	20	

商業実務関係専門課程 (2) 医療ビジネス科

授 業 科 目	専門課程				備 考
	第 1 学年		第 2 学年		
	年間授業 時間数	週授業 時間数	年間授業 時間数	週授業 時間数	
医療秘書	236	7.9			専門科目
診療報酬請求事務	168	5.6			〃
医学知識	98	3.3			一般教養科目
簿記	106	3.6			専門科目
医療関連法規	46	1.6			〃
一般教養Ⅰ	60	2			〃
PC知識	38	1.3			〃
Word 実習	78	2.6			〃
就職指導	8	0.3			〃
医療事務演習	16	0.6			〃
秘書	110	3.7			〃
電卓	40	1.4			〃
Excel 実習	74	2.5			〃
医療事務管理士	88	3			〃
一般教養Ⅱ			6	0.2	〃
医事コン			72	2.4	〃
医事コン学科 (PC)			26	0.9	〃
医事コン学科 (医療)			10	0.4	〃
PowerPoint			68	2.3	〃
卒業研究			140	4.7	〃
病院実習			80	2.7	〃
調剤事務			96	3.2	〃
介護事務			140	4.7	〃
診療報酬			242	8.1	〃 (選択A)
電子カルテ			16	0.6	〃 (選択A)
ホスピタルコンシ ェルジュ			124	4.2	〃 (選択B)
MOS対策			76	2.6	〃 (選択B)
歯科助手			112	3.8	〃 (選択C)
歯科事務			144	4.8	〃 (選択C)
合 計	必須合計		A選択 258	8.6	A選択合計 2,062
	1,804	60.2	B選択 200	6.7	B選択合計 2,004
			C選択 256	8.6	C選択合計 2,060

工業関係専門課程

(3) 情報ビジネス科

授 業 科 目	専門課程				備 考
	第 1 学年		第 2 学年		
	年間授 業時間 数	週平均 授業時 間数	年間授 業時間 数	週平均 授業時 間数	
情報処理概論	100	2.5			専門科目
C 言語基礎	100	2.5			専門科目
S Q L 基礎	100	2.5			専門科目
VisualBasic	100	2.5			専門科目
プログラミング実習	100	2.5	100	2.5	専門科目
商業簿記	60	1.5			専門科目
Excel 実習	60	1.5	60	1.5	専門科目
Access 実習	60	1.5	60	1.5	専門科目
ビジネス著作権			60	1.5	専門科目
ネットワーク技術			100	2.5	専門科目
情報処理検定対策	110	2.75	250	6.25	専門科目
一般教養	60	1.5	60	1.5	一般教養科目
卒業研究			100	2.5	専門科目
プレゼンテーション実習			60	1.5	専門科目
合 計	850	21	850	21	

文化・教養関係専門課程

(4) 日本語科2年制

学期	月	週	時間	教 材				分野別 時間配分
				文法・読解	作文	文字・語彙	聴解・会話	
第一 学期	4	20	72	「みんな の日本語 Ⅰ」 「みんな の日本語 Ⅱ」	「みんな の日本語 やさしい 作文」	「かな入 門」	「毎日の 聞き取り 50日初級」 「わくわ く文法リ スニング 99」 「みんな の日本語 聴解タ スクⅠ・Ⅱ」	文法・ 読解・ 文字語彙 聴解 20 会話 作文
	5	20	72					
	6	20	88					
	7	20	80					
	8	20	32					
	9	20	80					
計		120	424					
第二 学期	10	20	80	「テーマ別中 級から学 ぶ日本語」 「完全マ スター2 級日本 語能力 試験文 法問題 対策」	「表現テ マ別日 本語作 文の方 法」	「テーマ別 中級か ら学ぶ 日本語」	「聴解問 題集1 級2級」	文法・ 読解・ 文字語 彙14 聴解 2 会話 2 作文 2
	11	20	80					
	12	20	76					
	1	20	80					
	2	20	80					
	3	20	40					
		120	416					
第三 学期	4	20	72	「日本語 中級J501」 「完全マ スター1 級日本 語能力 試験文 法問題 対策」	「日本語 中級J501」	「日本語 中級J501」	「チャレ ンジ日 本語聴 解」 「チャレ ンジ日 本語長 読解」	文法・ 読解・ 文字語 彙14 聴解 2 会話 2 作文 2
	5	20	72					
	6	20	88					
	7	20	80					
	8	20	32					
	9	20	80					
		120	424					
第四 学期	10	20	80	「完全マ スター1 級日本 語能力 試験文 法問題 対策」 「テーマ別 上級か ら学ぶ 日本語」	「留學生 のための 論理的な 文章の書 き方」	「テーマ別 上級から 学ぶ日本 語」	「実力ア ップ聴解 1級」	文法・ 読解・ 文字語 彙14 聴解 2 会話 2 作文 2
	11	20	80					
	12	20	60					
	1	20	76					
	2	20	80					
	3	0	0					
計		100	376					
総計		460	1640					

文化・教養関係専門課程
(5) 日本語科1. 5年制

学期	月	週	時間	教 材				分野別 時間配分
				文法・読解	作文	文字・語彙	聴解・会話	
第一 学期	10	20	64	「みんなの 日本語Ⅰ」 「みんなの 日本語Ⅱ」	「みんなの 日本語 やさしい 作文」	「かな入 門」	「毎日の聞き 取り 50 日初 級」 「わくわく 文法リスニング 99」 「みんなの 日本語聴解タ スクⅠ・Ⅱ」	文法・ 読解・ 文字語彙 聴解 会話 作文 20
	11	20	80					
	12	20	60					
	1	20	72					
	2	20	68					
	3	20	76					
計		120	420					
第二 学期	4	20	56	「テーマ別中 級から学 ぶ日本語」 「完全マスタ ー 2 級日本 語能力試 験文法問 題対策」	「表現テーマ 別 日本語 作文の方法」	「テーマ別中 級から学 ぶ日本語」	「聴解問題集 1 級 2 級」	文法・ 読解・ 文字語彙 聴解 会話 作文 14 2 2 2
	5	20	84					
	6	20	80					
	7	20	80					
	8	20	20					
	9	20	76					
計		120	396					
第三 学期	10	20	88	「日本語中 級 J501」	「日本語中 級 J501」	「日本語中 級 J501」	「これで大丈 夫！1 級問題 集」 「日本語生中 継」	文法・ 読解・ 文字語彙 聴解 会話 作文 14 2 2 2
	11	20	80					
	12	20	60					
	1	20	72					
	2	20	68					
	3	0	0					
計		100	368					
総計		340	1184					

教育・社会福祉関係専門課程 (6)介護福祉科

授業科目		専門課程				備考
		第 1 学年		第 2 学年		
		前期	後期	前期	後期	
人間と 社会	介護倫理	30				
	社会福祉援助技術		30			
	チームマネジメント				30	
	生活と福祉	30				
	社会保障制度			30		
	介護保険制度	30				
	パソコン実習		30	20	40	
	福祉事務		30			
介 護	介護の基本	60	30	30		
	リハビリテーション論			30	30	
	コミュニケーション技術			30		
	手話			30		
	点字				30	
	生活支援技術Ⅰ 生活	20				
	生活支援技術Ⅰ 栄養	20				
	生活支援技術Ⅰ 被服		10			
	生活支援技術Ⅰ 住居		20			
	生活支援技術Ⅰ 住居学				30	
	生活支援技術Ⅰ 栄養実習		30			
	生活支援技術Ⅰ 被服実習	30				
	生活支援技術Ⅱ 介護技術	60	60	20	30	
	介護過程	14	16	60	60	
	介護総合演習	40	40	40		
	介護実習Ⅰ	80	80			
介護実習Ⅱ		128	168			
こころと からだの しくみ	発達と老化の理解	30	30			
	認知症の理解	30				
	認知症の介護		30			
	障害の理解	28		20	12	
	精神保健				30	
	こころのしくみ	30				
	からだのしくみ	30	30			
医療的ケア	基本研修		36	26	24	
	演習		8	26	24	
就職指 導	就職指導		10	10	10	
	国家試験対策			20	80	
小 計		562	648	560	430	2,200
合 計		1,210		990		

補足事項 1. 指定規則別表に定める指定科目・授業時間数は全て必修とする。
2. 基礎科目を除き、合併授業は行わない。

教育・社会福祉関係専門課程 (7)介護基礎科

授 業 科 目	授業 時間	授業 形態	授 業 内 容
職務の理解	18	講義	多様なサービスの理解と介護職の仕事内容や働く現場の理解などチームケアに必要な知識について学習を行う。
介護における尊厳の保持・自立支援	24	講義	人権と尊厳を支える介護と介護における自立支援など介護職員として必要な知識について学習を行う。
介護の基本	18	講義	介護職の役割、専門性と多職種との連携、介護職の職業倫理、介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護職の安全など介護を行うにあたって必要な基本的知識について学習を行う。
介護・福祉サービスの理解と医療との連携	22	講義	介護保険制度、障害者総合支援制度およびその他の制度等の医療との連携やリハビリテーションに関する学習を行う。
介護におけるコミュニケーション技術	20	講義	介護の実践やチーム内でのコミュニケーションについて基本的な考え方や知識について学習を行う。
老化の理解	18	講義	老化に伴うこころとからだの変化と日常生活における高齢者と健康に関する基本的な知識について学習を行う。
認知症の理解	18	講義	認知症を取り巻く状況、学的側面から見た認知症の基礎と健康管理、認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活、家族への支援など認知症介護の実践に必要な基礎知識について学習を行う。
障害の理解	12	講義	障害の基礎的理解をはじめ、生活障害、心理・行動の特徴、かかり支援等の基礎的知識、家族の心理、かかり支援の理解などの基本的な知識について学習を行う。
こころとからだのしくみと生活支援技術	146	実技	家事や居住環境整備と介護、移動・移乗介護、食事の介護、入浴の介護、排せつの介護、睡眠の介護、死にゆく人への介護、介護過程、生活支援技術演習などについて学習を行う。
振り返り	4	講義	就業への心構えと研修終了後における継続的な研修の必要性について学習を行う。
生活・職業に必要な文字・語彙の理解	124	講義	日常生活や職業の場で必要とされる、より高度な文字・語彙について理解を深め、生活や業務を円滑行うための基礎的な学習を行う。
生活・職業に必要な文法の理解	124	講義	日常生活や職業の場で必要とされる、より高度な文法について理解を深め、生活や業務を円滑行うための基礎的な学習を行う。
生活・職業に必要な読解の理解	168	講義	日常生活や職業の場で必要とされる、より高度な読解について理解を深め、生活や業務を円滑行うための基礎的な学習を行う。
生活・職業に必要な聴解の理解	84	講義	日常生活や職業の場で必要とされる、より高度な聴解について理解を深め、生活や業務を円滑行うための基礎的な学習を行う。
合 計	800		

留意点

- ① 1 時間は 45 分、2 時間連続で行い、90 分 1 コマの授業です。
- ② 介護現場で用いる専門用語（文字・語彙）・介護記録の方法（文法）・利用者理解のための情報収集（読解）・利用者理解のための傾聴（聴解）が日本語の授業です。

教育・社会福祉関係専門課程

(8) 保育こども科

	科目名	1年次		2年次		3年次		合計		備考
		時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	
共通教育科目	英会話 I	30	2					30	2	
	健康科学	15	1					15	1	
	生涯スポーツ	15	1					15	1	
	情報処理 I	30	2					30	2	
	日本国憲法	30	2					30	2	
専門教育科目(必須)	音楽(器楽・声楽)	30	2	30	2			60	4	
	教育心理学	30	2					30	2	
	健康(指導法)	15	1					15	1	
	人間関係(指導法)	15	1					15	1	
	教育原理	30	2					30	2	
	造形表現(指導法)	30	2					30	2	
	音楽表現(指導法)	15	1					15	1	
	環境(指導法)	15	1					15	1	
	言葉(指導法)	15	1					15	1	
	図画工作			15	1			15	1	
	幼児体育			15	1			15	1	
専門分野	児童文化	30	2					30	2	
	社会福祉	30	2					30	2	
	音楽(理論)	15	1					15	1	
	社会的養護	30	2					30	2	
	子どもの保健 I ①	30	2					30	2	
	劇あそび(指導法)	15	1					15	1	
	教育課程総論	30	2					30	2	
	教育方法論	30	2					30	2	
	教職概論	30	2					30	2	
	保育内容総論	15	1					15	1	
	児童家庭福祉			30	2			30	2	
	保育原理			30	2			30	2	
	社会的養護内容			15	1			15	1	

	家庭支援論			30	2			30	2	
	障害児保育			30	2			30	2	
	子どもの食と栄養			30	2			30	2	
	子どもの保健Ⅰ②			30	2			30	2	
	発達心理学					30	2	30	2	
	相談援助			15	1			15	1	
	教育相談			30	2			30	2	
	保育相談支援			15	1			15	1	
	言語表現			15	1			15	1	
	乳児保育					30	2	30	2	
	国語			15	1	15	1	30	2	
	体育	30	2	30	2	30	2	90	6	
	健康Ⅱ					15	1	15	1	
	子どもの保健Ⅱ					15	1	15	1	
演習・実習	教育実習			60	2	60	2	120	4	
	教育実習事前事後指導	30	1					30	1	
	保育・教職実践演習			60	2			60	2	
	保育実習事前事後指導Ⅰ (保育所)			30	1			30	1	
	保育実習事前事後指導Ⅰ (施設)			30	1			30	1	
	保育実習Ⅰ(保育所)			60	2			60	2	
	保育実習Ⅰ(施設)					60	2	60	2	
	保育実習事前事後指導Ⅱ※ 選択科目					30	1	30	1	Ⅱを取った場合はⅡの保育所を、Ⅲを取った場合はⅢの施設になります。
	保育実習事前事後指導Ⅲ※ 選択科目					30	1	30	1	
	保育実習Ⅱ(保育所)※選択 科目					60	2	60	2	
	保育実習Ⅲ(施設)※選択科 目					60	2	60	2	
	総合演習	60	2	90	3	135	4	285	9	
	ピアノ実技	120	4	120	4	120	4	360	12	
	卒業研究					210	7	210	7	
	合 計	810	47	825	40	810	31	2445	118	

医療専門課程

柔道整復師科

科目 区分	授 業 科 目	1 年次	2 年次	3 年次	授業時数合計	
		時間数	時間数	時間数	時間数	単位数
基 礎 分 野	心理学	30			30	2
	社会福祉学	30			30	2
	国語表現	30			30	2
	医学英語	30			30	2
	情報処理概論	30			30	2
	情報処理演習 I	30			30	2
	保健体育		30		30	2
専 門 基 礎分野	解剖学	90	60	60	210	14
	生理学	60	60	60	180	12
	運動学	30	30		60	4
	病理学		60		60	4
	リハビリテーション医学		60		60	4
	一般臨床医学		60		60	4
	外科学			60	60	4
	整形外科学			60	60	4
	公衆衛生学			60	60	4
	関係法規		30	60	90	6
	柔道	60	30	60	150	5
専 門 分 野	基礎柔道整復学総論	150			150	10
	臨床柔道整復学	60	210	150	420	28
	基礎柔道整復実技	120	60		180	6
	臨床柔道整復実技		90	150	240	8
	応用柔道整復実技			90	90	3
	臨床実習	90	90		180	4
特 別 分 野	総合演習	300	270	300	870	58
合計		1140	1140	1110	3390	196

(授業の終始時間)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

学科名	開始時間	終了時間
国際ビジネス科（午前の部）	9時20分	12時30分
国際ビジネス科（午後の部）	13時30分	16時40分
医療ビジネス科	9時20分	16時40分
プログラムマスター科	9時20分	16時40分
日本語科（午前の部）	9時20分	12時30分
日本語科（午後の部）	13時30分	16時40分
国際コミュニケーション科	9時20分	12時30分
介護福祉科	9時20分	16時40分
保育こども科	9時10分	16時25分
柔道整復師科	13時20分	18時00分

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 教員 17名以上
 - (3) 助教師 必要に応じて置く
 - (4) 講師 必要に応じて置く
 - (5) 事務員 4名以上
 - (6) 学校医 1名
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
 - 3 前項以外の教職員は、それぞれ校務を分業する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本校の入学資格（日本語科、国際ビジネス科以外）は、高等学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第77条の5に該当する者とする。

- (1) 高等学校卒業者
 - (2) 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者
 - (3) 専修学校の高等課程卒業者のうち校長が認めた者
- 2 日本語科
 - (1) 外国において、12年課程修了以上及びこれと同等のレベルの者。
 - (2) 原則として、入学時満18歳以上の者。
 - (3) 日本語学習時間が150時間以上で、日本語能力試験N5以上の能力が

ある者。

- (4) 本校を卒業後、日本の大学院、大学、短大、専門学校への進学を希望する者。
- (5) 学費及び生活費を支払う能力がある者。
- (6) 日本の法律及び本校の校則を遵守できる者。

3 国際ビジネス科

- (1) 日本人の場合、同条第1項第1号から第3号
- (2) 外国の国籍がある場合
 - ①同条第2項第1号から第2号、第4号から第6号
 - ②日本語能力について、下記のいずれか1つに該当すること。
 - ・日本語学校の卒業者又は卒業見込みの者。
 - ・日本語能力試験または日本留学試験を受験した者、受験申込者。
 - ・日本語学校における出席率が80%以上の者。

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は、学年の始めと10月の2期とする。

(入学手続)

第13条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記載し、第23条に定める入学検定料を添えて指定期日までに願しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から1週間以内に第23条の入学金等を添え、入学手続きをとらなければならない。

(入学選考方法)

第14条 本校の入学選考は、次のとおりとする。

- (1) 第1次選考として、入学願書その他の必要書類にて書類選考を行う。
- (2) 第2次選考として、介護福祉科及び日本語科は、筆記試験を行う。
- (3) 第3次選考として、校長、事務局長、教務主任による面接試験を行う。

(休学・復学)

第15条 生徒が疾病、その他やむを得ない理由により3日間以上休学する場合は、その事由を記し、診断書を添えて校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(自主退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければな

らない。なお、留学生については、出入国管理及び難民認定法の定義上、自主退学を「離脱」と証する。

(各学年の修了の認定)

第17条 校長は、教育課程の定めるところにより、学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。

(卒業)

第18条 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

2 本校の介護福祉科を卒業した者は「社会福祉士及び介護福祉士法」に定める「介護福祉士」の受験資格を有する。

(ほう賞)

第19条 成績優秀にして、他の模範となる者は、ほう賞することがある。

(退学)

第20条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(成績考査)

第21条 原則として、各学期終了時に試験による成績考査を行い、その到達度、習熟度に応じて一括して評価を行う。

講義・実技科目

- (1) 科目の認定は、次の基準により行う。
 - ア. 科目出席時数が当該科目の出席すべき時数の80%以上
 - イ. 成績考査試験における60点以上
- (2) 科目出席時数が当該科目の出席すべき時数の80%に満たない場合は、原則として成績考査試験を受けることができない。
- (3) 第1項イの基準を満たせなかった場合には、追試験を行うものとする。

実習科目

- (1) 科目の認定は、次の基準により行う。
 - ア. 科目出席時数が第8条に定める授業時数の80%以上
 - イ. 実習展開の概要(実習要綱)に挙げる実習目標の達成度および実習態

度と自己評価を基にして実習指導担当者が評価する。

(転入学、編入学)

第22条 本校への転入学を希望する者がある場合は、教育計画及び学科実習の進展が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めた場合には、定員に空きがある場合に限り、選考の結果許可をすることがある。

第5章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第23条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

単位：円

学 科	修業 年数	入学選考料	入学金	授業料 (年額)	施設設備 (年額)	維持費 (年額)
国際ビジネス科	3年	15,000	60,000	590,000	10,000	
医療ビジネス科	2年	10,000	100,000	430,000	180,000	150,000
情報ビジネス科	2年	15,000	10,000	600,000	50,000	
日本語科	2年	10,000	25,000	600,000	50,000	
	1.5年	10,000	25,000	600,000	50,000	
介護福祉科	2年	10,000	100,000	430,000	180,000	120,000
介護基礎科	1年	15,000	10,000	600,000	50,000	
保育こども科	3年	10,000	100,000	500,000	200,000	100,000
柔道整復師科	3年	10,000	100,000	750,000	250,000	250,000

- 2 授業料及び維持費については、指定する方法により分納することができる。
- 3 上記以外に教材費を徴収する。教材費の金額は学科ごと、年度により異なるため、学生募集要項に明記する。
- 4 日本語科及び国際ビジネス科の学生が入寮を希望する場合は、寮費を徴収する。
 - (1) 入寮費 20,000 円
 - (2) 共益費 10,000 円
 - (3) 設備費 20,000 円
 - (4) 寮 費 90,000 円 (半年分)

(授業料の減免)

第24条 特別の事情があると認めた者には、授業料等を減免することができる。

(授業料等の返還)

第25条 入学選考料、入学金、授業料、施設設備費、維持費、教材費、寮費の返還については次の通り定める。

(1) 入学選考料

入学選考試験を受験した後は、合否に関わらず返還しない。

(2) 入学金

①本校への入学が決定した後は、入学前であっても返還しない。

②日本語科への入学予定者で、在留資格認定証明書を交付されなかった場合には入学金を徴収しない。

(3) 授業料、施設設備費、維持費（授業料等とする）

本校へ入学後、退学等により本校の学籍を外れる場合は、退学等の承認日が属する月末までの校納金は徴収するが、翌月以降の校納金を納入している場合は、月割計算をして返還する。

(4) 教材費

本校へ入学後、退学等により本校の学籍を外れる場合は、原則として使用した教材の実費を徴収し、未使用額は返還する。ただし、実費の計算が困難な場合は月割り額で徴収額を計算する。

(健康診断)

第26条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(寄宿舎)

第27条 本校には寄宿舎を設置する。

2 本校が所有する寮は次の通り

古町ランスイ寮 長崎市古町46番地

3 入寮を希望する者は、別に定める規定に従い入寮手続きをする。

第6章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第25条 附帯教育事業として次のとおりコースを設置する。

コース名	修業期間	授業時数	総定員	備 考
介護福祉士実務者研修養成科	6ヶ月	715時間	15名	長崎高等技術専門校
経理実務養成科	6ヶ月	715時間	15名	長崎高等技術専門校
医療パソコン科	3ヶ月	338時間	15名	長崎高等技術専門校
医療経理科	3ヶ月	348時間	15名	長崎高等技術専門校

パソコン基礎科	3ヶ月	338時間	15名	長崎高等技術専門学校
介護職員初任者研修実践科	4ヶ月	473時間	15名	長崎高等技術専門学校
医療パソコン実践科	4ヶ月	473時間	15名	長崎高等技術専門学校
介護福祉士実務者研修養成科	6ヶ月	715時間	15名	佐世保高等技術専門学校
経理実務養成科	6ヶ月	715時間	15名	佐世保高等技術専門学校
医療経理科	3ヶ月	348時間	15名	佐世保高等技術専門学校
医療パソコン科	3ヶ月	338時間	15名	佐世保高等技術専門学校
介護職員初任者研修実践科	4ヶ月	473時間	15名	佐世保高等技術専門学校

別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず昭和61年度入学生について準用する。

附 則

1. この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず昭和63年度入学生について適用する。

附 則

1. この学則は、昭和64年4月1日から施行する

- この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
- 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず昭和64年度入学生について適用する。

附 則

- この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
- 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず平成2年度入学生について適用する。
- 平成1年度入学生のうち、平成1年4月1日以降に第19条に規定する納付金を納入する時は、第19条の規定にかかわらず附則別表第1に掲げる額とする。ただし、平成1年3月31日までに入学の意志決定をなした入学生にかかる入学金については、改正前の学則第19条の規定による入学金の額とする。

附則 別表第 1		単位：円			
学科 学費	情報経理科	ビジネス秘書科 2 年生	ビジネス秘書科 1 年生	情報システム科	公務員科
入学検定料	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
入学金	123,600	123,600	103,000	123,600	103,000
授業料 (年額)	250,000	290,000	290,000	350,000	300,000
施設設備費 (年額)	133,900	144,200	144,200	175,100	103,000
維持費 (年額)	123,600	123,600	103,000	144,200	92,700

附 則

- この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
- 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず平成3年度入学生について適用する。
- 平成2年度入学生にかかる納付金については、学則第19条の規定にかかわ

らず、改正前の学則第19条の規定による額とする。

附 則

1. この学則は、平成8年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず平成8年度入学生について適用する。

附 則

1. この学則は、平成10年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず平成10年度入学生について適用する。

附 則

1. この学則は、平成11年10月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず平成12年度入学生について適用する。
4. 平成11年度入学生にかかる納付金については、学則第19条の規定にかかわらず、改正前の学則第19条の規定による額とする。
5. 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの総定員数は、388名とする。

附 則

1. この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成15年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 平成17年度入学生にかかる納付金については、学則第22条（納付金）の規定にかかわらず、改正前の学則第22条（納付金）の規定による額とする。
4. 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの総定員数は、550名とする。（平成17年度入学者240名、平成18年度入学者310名）

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。